



R8.2.20、R8.2.21 大甕・太田地区学校適正化に係る保護者懇談会
(南相馬市教育委員会事務局教育総務課)

補足資料 2

小規模学校と 小規模特認校について

南相馬市教育委員会



1 小規模学校について

(1) 望ましい教育環境

市教育委員会が考える「望ましい教育環境」は下記のとおり。

こどもたちは義務教育における集団活動を通して、協調や対立、共感や反発など、多種多様な人間関係を体験し学ぶことにより、**社会性・協調性・集団性を培い、成長を遂げていく**ものである。

そのためには、様々な見方・考え方や経験を持っている友達との出会いが大切であり、互いに学びあい、高めあうなど**切磋琢磨する教育環境を整えることが重要**である。

※「南相馬市公立学校適正化計画」（以下、「適正化計画」という。）より

より具体的に言うと

- ・児童生徒に目が行き届いた、きめ細かな教育の実施
- ・主体的に学び合う活動と集団活動の体験
- ・コミュニケーション能力の育成と切磋琢磨による相互成長
- ・学校行事等での児童生徒一人一人の活躍の場の確保
- ・多様なものの見方や考え方をもつ友達との出会い
- ・クラブ活動や部活動、学校行事等における多様な選択



(2) 望ましい学校規模（適正規模）

望ましい教育環境を整えるには、ある程度の学校規模が必要。

「適正化計画」で示す望ましい学校規模（適正規模）は下記のとおり。

小 学 校

- ・1学級あたり21～25人
- ・1学年あたり2～3学級

◆多様な意見に触れること、人間関係が固定化しないようクラス替えが可能となる各学年2学級以上が望ましいと考えます。

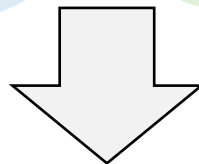
◆児童と教員が向き合い、相互理解を図り、理科室や音楽室等の割当が円滑に行える各学年3学級までが適正規模と考えます。

中 学 校

- ・1学級あたり26～30人
- ・1学年あたり2～4学級

◆音楽や美術等の技能教科等に教員が配置され易く、教員間の協力も円滑に行うことができるよう、各学年2学級以上が望ましいと考えます。この規模になると部活動の選択肢も広がります。

◆生徒と教員が向き合い相互理解を図り、十分な教育効果が得られる、各学年4学級までが適正規模と考えます。



上記の基準を下回る学校は「**小規模学校**」と言える。



2 小規模学校の良さと課題について

(1) 小規模学校の良さ（メリット）と課題（デメリット）

小規模学校では、児童生徒一人ひとりに目を行き届かせながら教育活動ができるなどの効果がある一方、児童生徒や保護者、教職員の人数が少なくなることにより、課題もあると言われます。

一般的に言われる小規模学校の良さ（メリット）と課題（デメリット）は下記のとおり。

	良さ(メリット)	課題(デメリット)
学習面	○児童生徒一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	△集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 △1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 △運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 △児童生徒数、教員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。



(1) 小規模学校の良さ（メリット）と課題（デメリット）

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
生活面	○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	△クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 △集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 △組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面	○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。	△教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 △学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 △一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 △教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
その他	○保護者や地域社会との連携が図りやすい。	△PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。



（２）小規模学校の課題解消策として

前段で説明した小規模学校の良さ（メリット）と課題（デメリット）は、あくまで一般的に言われていることであり、小規模な学校だからといって**全てが該当するわけではない**。

学校ごとの特色や地域の特性などにより、良さと課題は異なる。
各学校では、こどもたちのために**「良さ（メリット）を最大化」し、「課題（デメリット）を最小化」**する様々な教育活動が展開されている。

今回紹介する**小規模特認校（特認校制度）**も、小規模学校の課題を解消するための方策の一つである。



3 小規模特認校（特認校制度）

（１）小規模特認校（特認校制度）とは

小規模特認校とは、小中学校の通学区域の弾力的運用の一つとして、生徒数の少ない小中学校で通学区域の制限を外し、自由な通学を認めた学校。

複式学級解消のために、他の通学区域に住んでいても入学、転学できると市町村教委が定めた小規模学校。文科省が学校間格差やいじめ、過疎地の問題などを受けて導入した「学校選択制」の適用事例の一つ。

（２）制度導入の目的

緑豊かな自然環境に恵まれた小規模の学校で、豊かな人間性を培い、体力づくりを通して心身の健康増進を図るとともに、児童一人ひとりの個性に応じた親身な指導を希望する保護者・児童に、通学区域外からの通学を認めるものです。

（３）導入手順に関する基本的な考え方

「適正化計画」の統合モデルの中で、統合しても小規模化が進行する学校について、魅力のある教育活動（特化した学習形態、集団活動、部活動など）を検討・導入を目指すものであり、市内全域から通学を希望する児童生徒を受け入れることにより、適正な規模を図ります。



【参考】学校選択制における小規模特認校制度の位置づけ

「小規模特認校」制度は、文部科学省による「通学区域制度の弾力的運用について」（平成9年1月27日）の通知以降に導入された「学校選択制」（自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制の5種類）の一形態である「特認校制」のうち「小規模校」において取り入れられている制度である。

< 参考：学校選択制 >

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

※島田市教育委員会作成資料（小規模特認校制度について）より



【参考】就学校の指定・区域外就学等のイメージ

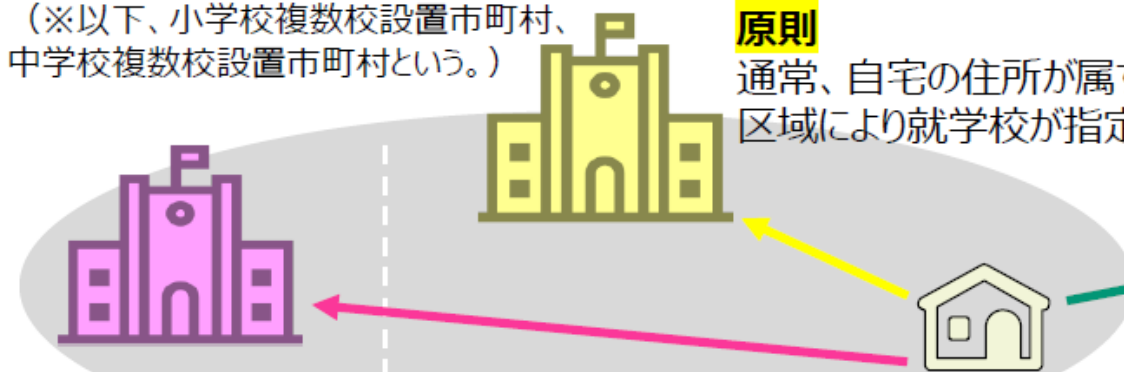
参考（どの学校に通学するかのイメージ図）

A市町村（複数校設置の場合）

（※以下、小学校複数校設置市町村、中学校複数校設置市町村という。）

原則

通常、自宅の住所が属する通学区域により就学校が指定される

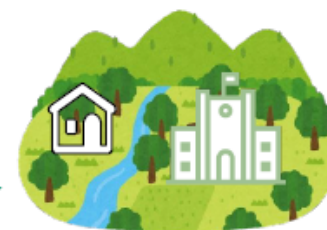


就学校の変更

就学校が指定された後で、別の通学区域の学校を指定してもらうよう変更の申立てをする
事前に聴取する場合は「**学校選択制**」

小規模特認校は「学校選択制」の適用事例の一つ

山村留学・漁村留学



自然豊かな農山漁村にある程度の期間移り住み、地元小・中学校に通いながら、様々な体験を積む活動

他の市町村等



区域外就学

他の市町村等の設置する学校に就学する

※文部科学省作成資料（令和7年度学校の適正規模・適正配置行政説明資料）より



(4) 小規模特認校の導入状況

学校選択制の実施状況

- 就学校を指定し得る学校が2校以上ある教育委員会の全教育委員会に占める割合は小学校等で1455（83%）、中学校等で1131（65%）、そのうち、事前に保護者の意見を聴取する学校選択制を小学校で採用している市町村は331（23%）、中学校で採用している市町村は227（20%）である。
- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加している。

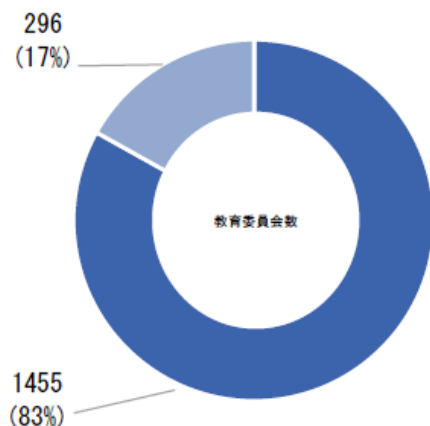
<実施状況>

就学校の指定をし得る教育委員会数

※事務組合等を含む。以下、総称して「教育委員会」とする。

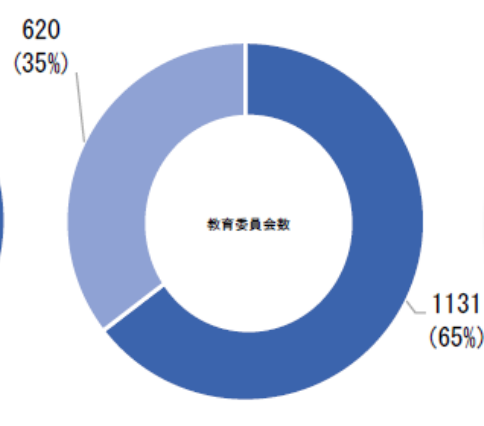
（小学校等）

回答者数：1751



（中学校等）

回答者数：1751

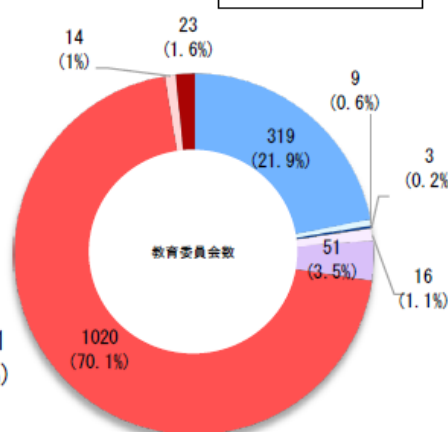


- ・ 2校以上ある
- ・ ない

学校選択制の導入状況

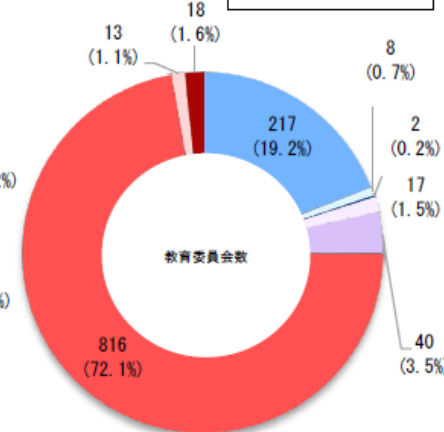
（小学校等）

回答者数：1455



（中学校等）

回答者数：1131



- 導入している。
- 導入しているが、見直しを検討中である。
- 導入しているが、見直しの結果、既に廃止が決定している。
- 導入していないが、導入について検討中である。
- 導入していないが、導入について今後検討予定である。
- 導入していないし、今後検討する予定もない。
- 導入について検討した結果、導入しないこととした。
- 過去において導入していたが、見直しの結果、既に廃止した。

※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計は一致しない場合がある

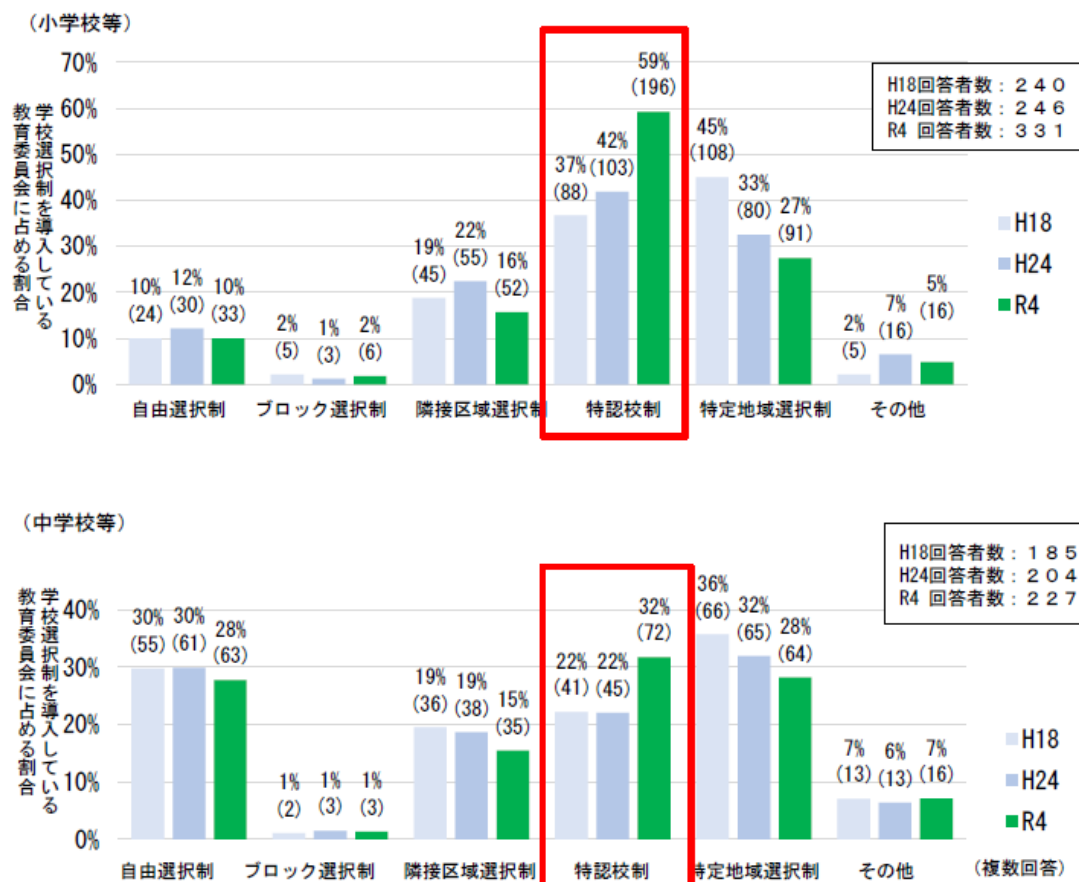
60
就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和4年5月1日時点）



(4) 小規模特認校の導入状況

就学校の指定について

- 児童生徒数の減少に伴い、公立小中学校を複数校設置できない市町村が増加する一方、学校選択制を採用する場合には、特認校制を採用している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、中学校で特認校制を採用している市町村72（32%）である。



自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの (例) 山間部で小規模となっている学校について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択することを認める場合
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、就学を認めるもの (例) 都市部で大規模となっている地域に居住する者について、設定されている通学区域に関係なく、当該市町村内の通学区域外の学校を選択することを認める場合
その他	上記以外のもの

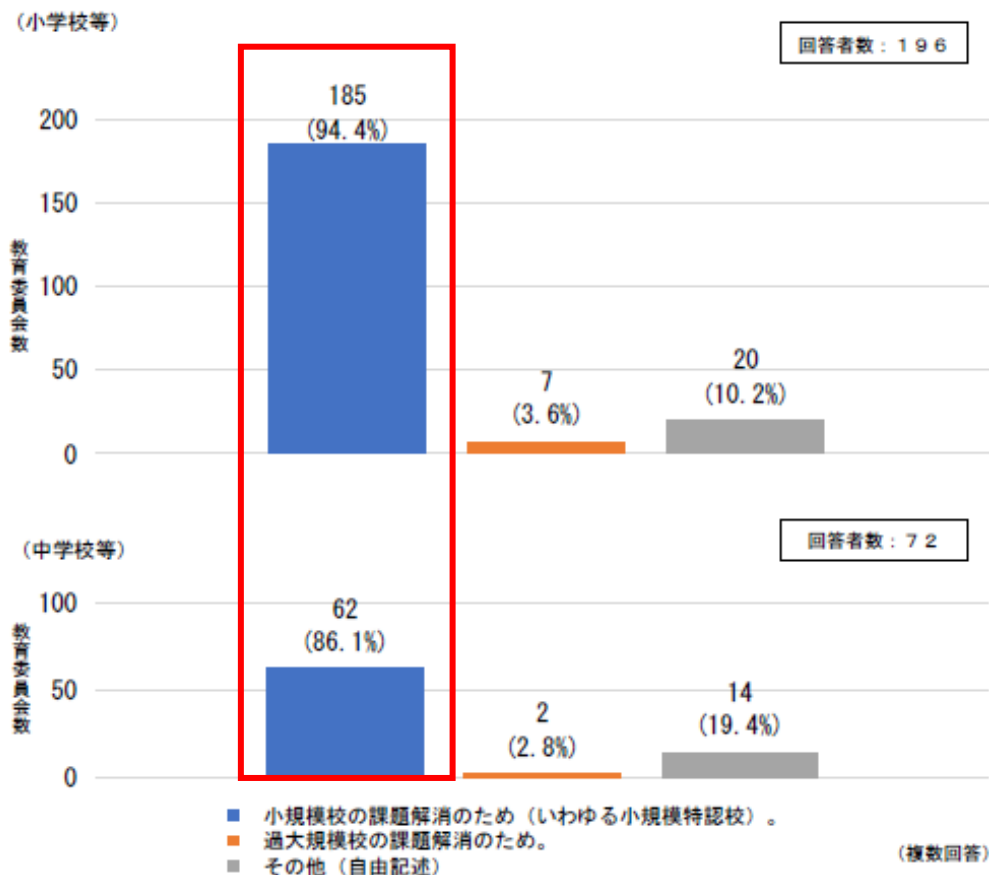
61
就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和4年5月1日時点）



(4) 小規模特認校の導入状況

特認校制の導入理由

- 特認校制を採用している場合には、特に、小規模校の課題解消方策として、小規模特認校を導入している市町村が多い。
- 小学校で特認校制を採用している市町村は196（59%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は185（94%）、中学校で特認校制を採用している市町村は72（32%）、このうち、小規模特認校（今回新規に調査）は62（86%）である。



「その他」の例は次のとおり

(小学校等)

- ・中学校は通学区域に関係なく、学校を選択できることとして、小中一貫校については、小学校から選択を認めている
- ・特色ある教育を実践する義務教育学校への就学機会の拡大を図るため

(小・中学校等共通)

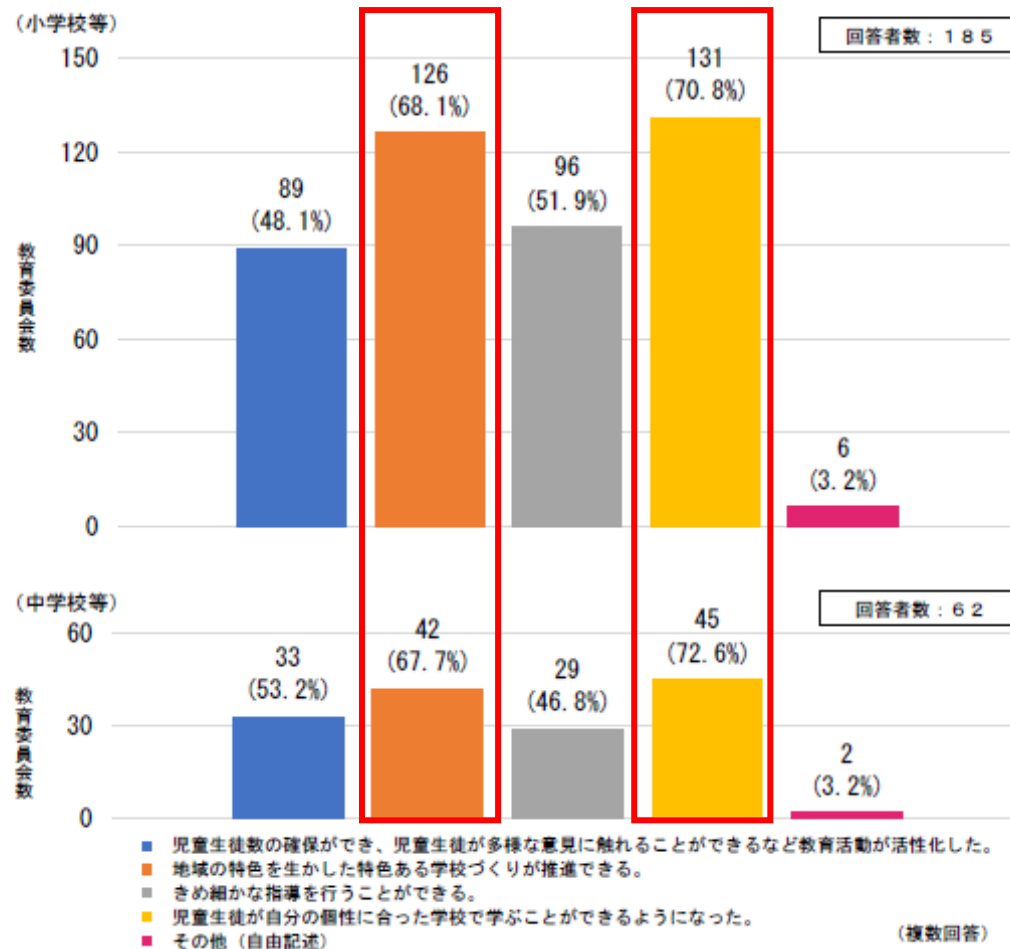
- ・自然環境に恵まれ、その環境を生かした特色ある教育を推進し、豊かな人間性を培うための教育活動を行う学校において教育を受けることを希望する児童生徒を受け入れるため
- ・学習指導要領の改訂の趣旨と本自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の特性を活かし、小中一貫の9年間を通じた英語教育やグローバル化への積極的取組と課題解消へ向けた環境づくり推進のため



(4) 小規模特認校の導入状況

小規模特認校を導入してよかったこと

- 小規模特認校制を導入してよかったこととしては、「児童生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった」ことに続き、「地域の特色を生かした特色ある学校づくりが推進できる」をあげている自治体が多い（小学校で126（68.1%）、中学校で42（67.7%））。



「その他」の例は次のとおり

(小学校等)

- ・ 大中規模校で学校に通うことが難しかった児童が、小規模特認校への通学により登校することができるようになった例があった

(小・中学校等共通)

- ・ ICT環境の整備により英語教育、異文化理解、コミュニケーション力育成、学年を超えた交流によりリーダーシップ育成等小中一貫性のメリットが現れてきた



(5) 小規模特認校の取り組み事例

○ [栃木県] 栃木市の事例

※令和元年度南相馬市教育委員会視察研修先

・大宮南小学校（H25～）、国府南小学校（H26～）

⇒一定の制度利用者があり、制度の適用を継続している

⇒地理的要因と地域住民による学校の特色と魅力向上・発信

・真名子小学校（H26～）、小野寺北小学校（H27～）

⇒制度利用者が少なかったため、制度の適用を平成31年度から停止した
（小野寺北小学校については、同市立小野寺南小学校に統合）

文部科学省

平成30年度「学校魅力化フォーラム」開催報告

事例紹介：栃木市「小規模特認校の導入と成果」

動画リンク：<https://youtu.be/PeVd45svTXU?si=EYrdgc5CXDDgHCUU>





(5) 小規模特認校の取り組み事例

栃木市立小学校小規模特認校実施要綱の概要

項目	内容（要点）
趣旨	地域の自然、歴史、伝統等を生かし、小規模ならではのきめ細かな指導や特色ある教育活動を行っている小規模特認校への入学・転入学希望者に対して、一定の要件のもと通学区域外からの就学を認めるもの。
対象校	大宮南小学校、国府南小学校
対象児童	市内に住所を有する児童（入学予定者・在学者）
主な要件	学校の教育・PTA活動等への理解・協力／保護者責任で通学
受入人数	児童数・実態等を勘案し、毎年度、教育委員会が学校と協議して決定
受入時期	原則4月1日（例外規定あり）
在籍期間	原則卒業まで（取消規定あり）
中学校進学	住所地の中学校または特認校区域の中学校を選択可能



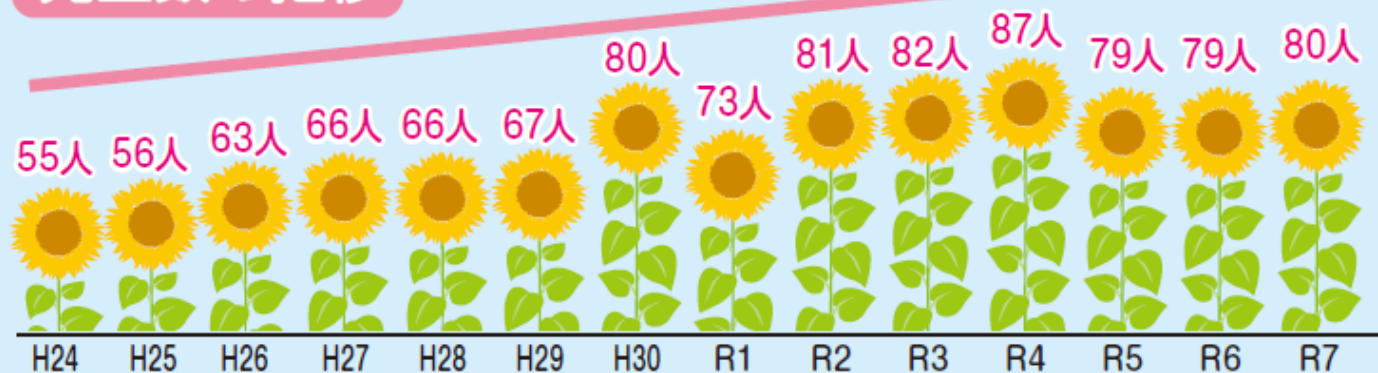
(5) 小規模特認校の取り組み事例

制度継続校の児童数の推移（令和7年度時点）

○大宮南小学校

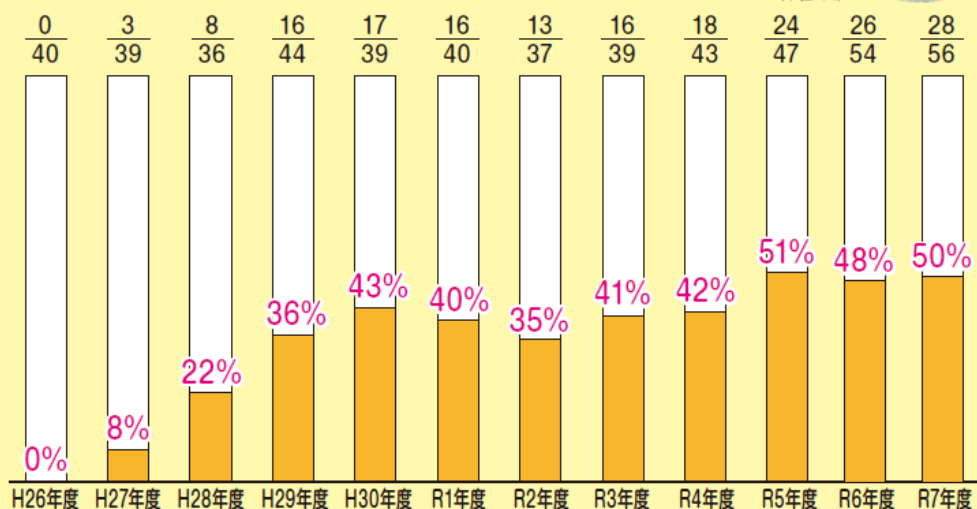
「小規模特認校」として
13年目となる。
令和7年度の児童数は
80名で、そのうち23名が
学区外から通っている。

児童数の推移



特認校制度を利用している児童の割合

特認校制度
利用児童数
全校児童数
(単位:人)



○国府南小学校

「小規模特認校」として11年目となる。
令和7年度の児童数は56名で、その
うち28名が学区外から通っている。



(5) 小規模特認校の取り組み事例

大宮南小学校の特色と主な取り組み等

【学校の特色】

- ① 表現力豊かにだれとでも進んでコミュニケーションをとり、自信を持って行動できる子の育成
- ② 少人数であることのメリットを最大限に生かしたきめ細かな指導

【主な取り組み（学習の工夫）】

- ① 合同学習やTT等で学びを深める（少人数を強みに転換）
- ② 朝の学び・放課後教室など、職員＋地域協働で学習支援
- ③ 1人1台端末等を活用し、ICT活用能力の向上を図る

【交流・体験（地域とつながる）】

- ① 幼保小・地域施設との交流、地域の方との学びを推進
- ② 国際理解・キャリア教育、異学年交流（集会・共遊等）
- ③ 自然体験や校外学習、行事等の体験機会を重視

大宮南小の活動



校外学習は外国人と交流



水辺の活動（自然体験）



放課後教室・学習支援



ひまわりまつり

※令和7年度学校概要より要約

<https://x.gd/oPJjX>





(5) 小規模特認校の取り組み事例

国府南小学校の特色と主な取り組み等

【学校の特色】

- ① 歴史・自然環境を活かし、主体的に学び合う子を育成
- ② 小規模の良さで個に目が届き、学力と伸び伸び成長を両立

【主な取組（学習の工夫）】

- ① 地域を活かした教育・体験活動を柱に学びの幅を確保
- ② 専門講師の授業（外部人材活用）で多様な学びを導入
- ③ クリエイティブ教育「oneclass」等、特色授業を展開

【地域連携・支援（学校を支える仕組み）】

- ① 多分野の講師招聘（例：プログラミング等）の取組紹介
- ② 地域ボランティア協力による放課後の学習支援

2018 年度より、国府南小学校でスタートしたクリエイティブ教育『oneclass』プロジェクト。

同校の卒業生を中心とし、様々な分野のプロを講師にユニークな授業を展開

『oneclass』紹介リンク（Instagram）

https://www.instagram.com/oneclass_kounan/



※R7年度学校PRパンフレット、広報とちぎより要約

国府南小の活動



地元いちごハウス見学



国庁太鼓



書道教室



(6) 小規模特認校Q&A（栃木市の場合）

Q.入学・転入学の条件はありますか？

A.次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ・ 市内に居住し、就学年齢の児童であること。
- ・ 小規模特認校の教育、P T A活動に賛同し、協力すること
- ・ 保護者の責任と負担において、通学すること。

Q.入学・転入学の時期は？

A.毎年4月です。

（ただし、教育委員会が認める場合はこの限りではありません。）



(6) 小規模特認校Q&A（栃木市の場合）

Q.入学・転入学の手続きは？

A.まずは学校見学をしていただき、入学・転入学を希望される場合は教育委員会学校教育課へ連絡のうえ、申請書を提出してください。

Q.通学方法は？

A.保護者の責任において通学していただきます。
（自家用車での送迎、公共交通機関等になります。）
※通学費の補助はありませんので、ご了承ください。



(6) 小規模特認校Q&A（栃木市の場合）

Q.中学校はどうなりますか？

A.児童の住所地の通学区域にある中学校、または、小規模特認校の区域にある中学校のいずれかを選択できます。

Q.受け入れは新1年生だけですか？

A.新1年生はもちろんですが、6年生までどの学年でも受け入れます。
小規模校ならではの教育を行うためには1学級20人程度と考えていますので、その範囲内で募集します。

※在学している児童の兄弟姉妹は、優先的に入学できます